

吸収分割に係る事後開示書面

古野電気株式会社

協立電波サービス株式会社

2022年3月3日

各位

兵庫県西宮市芦原町9番52号
古野電気株式会社
代表取締役 古野 幸男
社長執行役員 CEO

東京都千代田区神田和泉町2番地6
協立電波サービス株式会社
代表取締役社長 高山 譲

吸収分割に係る事後開示書面

古野電気株式会社（以下「分割会社」といいます）および協立電波サービス株式会社（以下「承継会社」といいます）は、2021年9月22日付で締結した吸収分割契約書を締結に基づき、吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます）を実施しました。本件吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号、同条第2項および第801条第3項第2号ならびに会社法施行規則第189条各号に基づく事後開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割の効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2022年3月1日

2. 分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条および第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 分割会社における株主の差止請求

分割会社は、本件吸収分割が会社法第784条第2項の規定（簡易吸収分割）に該当するため、会社法第784条の2の規定に基づく株主による差止請求権は発生しません。

(2) 反対株主の株式買取請求

分割会社は、本件吸収分割が会社法第784条第2項の規定（簡易吸収分割）に該当するため、会社法第785条の規定による手続は行っておりません。

(3) 新株予約権買取請求

分割会社は新株予約権を発行しておりませんので、会社法第787条の規定による手続は行っておりません。

(4) 債権者の異議

分割会社は、承継会社との間で本件吸収分割において重畳的債務引受を行っているため、会社法第789条の規定による手続は行っておりません。

3. 承継会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第3号）

(1) 承継会社における株主の差止請求

承継会社は分割会社の完全支配子会社であるため、会社法第796条の2の規定に定める請求はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求

承継会社は分割会社の完全支配子会社であるため、会社法第 797 条の規定に定める請求はありませんでした。

(3) 債権者の異議

承継会社は、会社法第 799 条の規定に基づき、本件吸収分割に異議のある債権者は一定の期間内にこれを申し出るよう、2022年1月24日付官報にて公告を行い、かつ知れたる債権者に対して個別催告を行いました。本件吸収分割に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、2022年3月1日をもって、分割会社の旧 ICT エンジニアリング部門に係る衛星通信事業に関する権利義務を承継しました。なお、承継会社が分割会社から承継した資産の額は 139 百万円（概算値）、負債の額は 26 百万円（概算値）です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2022年3月1日

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上